

NPO法人が中小企業融資制度を利用できるようになりました。

中小企業信用保険法の改正により、平成27年10月1日から、特定非営利活動法人(NPO法人)が中小企業融資制度を利用できるようになりました。詳細は以下のとおりです。

1 対象

次の規模要件を満たすNPO法人

(1) 従業員(雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれない)

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下

(2) 資本金

規模要件なし(NPO法人には資本金の概念がないため)

2 利用できない融資の種類

- ・特別小口資金
- ・新規創業支援資金

3 保証申込時の必要添付書類

通常の中企業者(会社・個人等)の添付書類に加えて、事業報告書等を添付してください。

事業報告書等：特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類

- ・事業報告書
- ・計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録*
- ・年間役員名簿
- ・社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

*活動計算書及び貸借対照表等の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」(NPO法人会計基準協議会公表)に準拠したものであることが望ましい。

お問い合わせ

所沢市役所産業振興課 04-2998-9157